

第25回玉村町農業委員会議事録

1、開催日時 令和4年7月7日 午後3時～午後3時30分

2、開催場所 玉村町役場4階 全員協議会室

3、出席委員（16人）

会長	10番	松浦	好一
副会長	5番	齋藤	邦雄
副会長	9番	設楽	嘉一
	1番	塚越	早苗
	2番	徳江	清東
	3番	赤川	明宏
	4番	羽鳥	誠
	6番	星野	慎悟
	7番	筑井	孝
	8番	武士千	雅子
	11番	齋藤	直義
	12番	原	信行
	13番	横堀	徳壽
	14番	中澤	清
	15番	新井	正芳
	16番	吉田	直樹

4、欠席委員（0人）

5、議事・報告

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について

6、その他

○玉ねぎとジャガイモの収穫報告と「玉村カレーの日について」

○全国農業新聞（麦秋の郷）への掲載について

○認定新規就農者について

○その他

7、農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤 恭
事務局 村田 顕

8、会議の概要

事務局 ：ただ今から、第25回玉村町農業委員会を開会いたします。

 それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長：みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

 今日は七夕です。梅雨も早々に開けました。
 農業資材の高騰が始まりましたが、乗り切っていきましょう。

事務局 ：ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長：本日の出席委員は16名ですので、総会は成立しております。
 玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、
 今回は4番 羽鳥 委員 5番 齋藤 委員 を指名します。

 なお、本日の会議書記には、事務局職員の村田係長を指名します。

議 長：それでは、4番 議事に入ります。
 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1を事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局：【議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について説明】

 説明は以上です。

議 長：それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いいたします。

部会長 ：現地調査の結果許可相当と考えます。

 ありがとうございました。これより質疑に入ります。
 ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

<挙手なし>

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号1について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

全員賛成ということで、

受付番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして議案第2号農地法第5条の許可申請について説明をお願いします。

事務局：【議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明致】
以上となります。

議長：それでは、受付番号1について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：現地調査の結果許可相当と考えます。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

<挙手なし>

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号1について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

全員賛成ということで、

受付番号1は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして受付番号2の説明をお願いいたします。

事務局：【受付日 令和4年6月22日 受付番号2 について説明】

説明は以上です。

議長：それでは、受付番号2について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：現地調査の結果許可相当と考えます。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

<挙手なし>

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号2について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>
全員賛成ということで、

受付番号2は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。
続きまして受付番号3について説明をお願いいたします。

事務局：【受付日 令和4年6月22日 受付番号3 について説明】

説明は以上です。

議長：それでは、受付番号3について審議を行います。この件に関しまして、農地部会で現地調査及び審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

部会長：現地調査の結果許可相当と考えます。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

<挙手なし>

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。受付番号3について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

全員賛成ということで、

受付番号3は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

続きまして、次第5番 報告事項 に入ります。

報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局：報告事項第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。

内容につきましては、相続で、2件受理しております。

続きまして

報告事項第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について報告いたします。

内容につきましては合意解約で 1件受理しております。

以上で報告事項を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

<質問なし>

無いようですので、次第5の報告については、終了といたします。

続いて、次第6番 その他 に入ります。

事務局より説明をお願いします。

事務局：○「たまねぎの収穫とジャガイモの収穫報告と玉村カレーについて」

新型コロナの影響で会場変更

場所：玉村町役場2階調理室 農業会議・広報・上毛新聞に声かけ

時間：12：00分から

また、芝根小学校3年生から、収穫体験のお礼のお手紙が届いております。

○「全国農業新聞」へ掲載されたことについて

令和4年6月17日（金）全国農業新聞群馬支局扱い

「初夏に広がる黄金色」として麦秋の郷が掲載されました。

○認定新規就農者について

6月の審査会で2名が認定新規就農者として玉村町から認定されました。

・羽鳥伸哉（板井） 営農類型：抑制キュウリ、半促成ナス

・神倉裕也（斎田） 営農類型：イチゴ専作

今後、融資等を受けて営農を開始する予定です。

※認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から自らの農業経営の目標などを記載した「青年等就農計画」の認定を受けた方のことです。

○最適化活動の報告書書式変更について

国からの書式変更がされたため、記入方法等が変更になりました。
不明点があれば、ご相談ください。

○その他

なし

以上で説明を終わります。

議長：その他、委員の方から何かありますか。

なければ以上で、本日の議題は全て終了致します。

事務局長：以上をもちまして、委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。